

# 東京における自殺総合対策の基本的な取組方針の概要

(平成25年11月改正)

## これまでの経緯

### 取組方針策定（平成21年3月）

- 都の現状に即した自殺対策推進の必要性
- 自殺には多様かつ複合的な原因・背景があることを踏まえた、分野や行政・民間等の別に捉われない対策推進の必要性
- 関係機関・団体の連携・協力強化による効果的・総合的な対策の推進

### 更に効果的な自殺対策を推進するため

国の自殺総合対策大綱の見直し(平成24年8月)と都の自殺の現状を踏まえて改正

## 東京の自殺の現状とこれまでの取組

### (1) 現状

- 東京の自殺者数は平成10年に対前年比36%と急増した後、15年連続で2,500人～2,900人で推移
- 自殺死亡率の東京都平均(19.9)は全国平均(21.0)よりも低い
- 男性自殺者数は女性の2倍
- 東京は若年層の自殺者の割合が全国よりも高く、全体の3分の1
- 自殺死亡率が最も高いのは50歳代後半の男性
- 10歳代から20歳代後半の女性の自殺死亡率は増加傾向
- 高齢者の自殺死亡率は低下しているが、自殺者数は増加傾向
- 既遂者のうち男性の1割、女性の3割に未遂歴
- 原因・動機は健康問題が最も多く、次いで経済・生活問題、家族問題
- 区市町村によって自殺対策の取組に格差

### (2) これまでの取組

自殺対策の取組は広まったが、自殺リスクの高い対象への効果的な取組はまだ一部の地域のみ。  
今後は、自殺の実情を踏まえた実効性のある取組が、各地域で行われていく必要あり。

## 自殺対策の基本的考え方

- 都民だけでなく、都内への通勤者等も含め広く対象として捉える
- 環境整備や社会的要因への対策も含めて取組む
- 行政、各分野の団体等の連携・協力により進める
- 事前予防(一次予防)、危機対応(二次予防)、事後対応(三次予防)の各段階ごとに対策を進める
- 自殺の実情を踏まえ、効果的に取組を進める

## 数値目標と対策の方向性

### (1) 数値目標

平成28年までに、平成17年の自殺死亡率を20%以上減 21.7→17.4以下

### (2) 対策の方向性

- 50歳代前半から60歳代前半までの男性の自殺を防ぐ
- 若年層が自殺に追い込まれないようにする。
- 高齢者の自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再企図を防ぐ
- 自殺念慮者を必要に応じて、精神科医療につなぐ
- 地域の実情に応じた効果的対策を推進する

## 推進体制

### (1) 自殺総合対策東京会議

関係機関・民間団体・行政機関が共通認識を持ち、連携・協力して総合対策を推進

### (2) 関係機関・団体等の役割

NPO等の関係団体、労働分野の関係者、教育関係者、医療機関、精神保健関係機関・団体、保健所等地域保健関係機関それぞれの役割について記載

### (3) 区市町村の役割

実態把握、地域の特性を踏まえた対策、地域住民に対する普及啓発、人材育成、関係機関・相談窓口の緊密な体制作り

### (4) 都の役割

「自殺総合対策東京会議」の設置・運営、自殺の実態把握・分析、関係機関等への情報提供、広域行政の立場からの施策実施、区市町村を総合的に支援、関係機関等の総合的な調整

### (5) 都民の役割

自殺の状況・自殺対策の重要性に対して理解・关心を深めるなど、自殺予防に努める

## 重点施策

### (1) 自殺対策の基盤整備

#### ① 自殺対策の体制作り

- ・ 取組の基盤となる体制作りを推進
- ・ 民間団体の先駆的取組等が進むよう環境を整備

#### ② 自殺の実態把握

- ・ 様々な資料を活用し自殺の現状・背景を分析、地域特性を踏まえた対策を推進

### (2) 社会全体で自殺を予防する【事前予防(一次予防)】

#### ① 自殺防止のための環境整備

- ・ 自殺を防ぐ環境整備
- ・ 危機情報の迅速な伝達・対応の仕組みの整備
- ・ 職域における取組
- ・ 地域における取組
- ・ 学校における取組
- ・ 心と体の健康づくり

#### ② 自殺予防のための情報提供と普及啓発

- ・ 自殺予防に関する情報提供
- ・ 自殺対策強化月間(9・3月)における啓発事業の実施

### (3) 自殺の兆しを早期に発見する【危機対応(二次予防)】

#### ① 相談・支援の充実による自殺の防止

- ・ 相談窓口・支援体制の充実
- ・ 相談機関の連携・協力の強化
- ・ 自殺防止のための人材育成と専門性の向上

#### ② 対象等に応じた取組

- ・ 職域における取組の推進
- ・ 地域における取組の推進
- ・ 学校における取組の充実
- ・ 自殺リスクが高い若年層を対象とした取組の推進
- ・ 性犯罪・性暴力の被害者への支援の充実
- ・ 適切な精神科医療の受診確保

### (4) 自殺企図を二度と繰り返させない【事後対応(三次予防)】

#### ① 自殺未遂者へのケアと再発防止

- ・ 自殺未遂者への精神的ケアの充実
- ・ 自殺未遂者支援に関する人材育成

#### ② 遺族へのケアと支援の充実

- ・ 遺族等への総合的な支援の充実
- ・ 自死遺族の集いへの支援
- ・ 遺族支援に関する人材の育成
- ・ 都民への普及啓発